

一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の木造住宅の耐震改修をする者に対し、その費用の一部を補助することにより、木造住宅の耐震改修の促進を図り、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害を最小限に抑えることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱の適用範囲は、一宮市内の全域とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 一宮市が補助する、木造住宅の耐震改修への助成事業をいう。
- (2) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法又は伝統構法による戸建、長屋、併用住宅又は共同住宅で、持家・貸家を問わない。以下同じ。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他公共機関が所有するものを除く。
- (3) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一宮市が実施する無料耐震診断（愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断に限る。）
 - イ (財)愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断
- (4) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断による判定値
 - イ (財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点
- (5) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事（別途定める基準に適合するものに限る。）を含む改修工事で次に定めるものをいう。
 - ア 簡易耐震改修工事 第3号において判定値が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を0.7以上1.0未満とする工事をいう。
 - イ 耐震改修工事 第3号において判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とし、かつ、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点の最も低い数値に0.3を加算した数値以上とする工事をいう。

(補助の対象)

第4条 補助対象は、簡易耐震改修工事又は耐震改修工事とし、同一敷地内における木造住宅1棟限りとする。ただし、一宮市耐震シェルター等設置補助金を受けていないものとする。

2 補助の回数は、同一の補助対象建築物に対し、1回限りとする。

(補助の金額)

第5条 1戸当たり（長屋建て又は共同建てにあつては、1棟当たり）の補助金額は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に、補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修計画書（様式第2）
- (2) 固定資産課税台帳登録証明書 第3条第3号アに規定する無料耐震診断結果報告書を添付した場合を除く。
- (3) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し 第3条第3号によるものに限る。
- (4) 耐震補強工事計画書
 - ア 案内図、平面図
 - イ 補強計画図、その他補強方法を示す図書
 - ウ 耐震補強後の建物についての耐震診断の総合判定 建築士の記名、押印のあるものに限る。
- (5) 耐震補強工事費見積書 耐震補強工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名、押印のあるものに限る。
- (6) 市県民税、固定資産税の納税証明書（完納を証するもの）
- (7) 代理者によって申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の申請は、当該年度の2月末日までに工事が完成するもの限り、行うことができる。

（工事内容の変更）

第7条 申請者は、補助金交付決定後に補助金の額の変更が生じる工事内容の変更をしようとするときは、補助金交付変更申請書（様式第4）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号から第8号までに掲げる事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付内容を変更し、補助金変更決定通知書（様式第5）により申請者に通知するものとする。

（工事の着手）

第8条 補助対象工事の着手は、補助金交付決定通知書を受け取った後に行わなければならない。

（工事の中止又は廃止）

第9条 申請者は、補助金交付決定後において、工事を中止し、又は廃止しようとする場合は、工事中止（廃止）届出書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

（工事の完了報告）

第10条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、工事が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか遅くない期日までに、工事完了報告書（様式第7）に次の書類を添えて、市長に提出し、その検査を受けなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）

- (3) 工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの）
- (4) 改修工事が耐震改修工事計画書に基づき施行されたことを証する書面（建築士の記名捺印があるものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による検査の結果、適当と認めるときは、補助金の交付金額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第8）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後にこれを行うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（書類の保管）

第13条 この事業に関する書類は、事業完了後5年間保存するものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号）の定めるところによる。

別表（第5条関係）

補助金の対象経費	第4条に規定する工事に要する経費（工事費、設計及び補強計画に要する費用）
助成額	次に掲げる額の合計額 (1) 簡易耐震改修工事にあつては、30万円（対象経費が30万円を下回る場合は、当該経費の額。この場合において、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。） (2) 耐震改修工事にあつては、60万円（対象経費が60万円を下回る場合は、当該経費の額。この場合において、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。） (3) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
補助金の交付金額	助成額から、上欄第3号に掲げる額を差し引いた額

付 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 6 月 16 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 19 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、既に第 6 条第 1 項の規定により補助金の交付申請を行った者に対する補助金の交付決定その他の手続きについては、なお従前の例による。

付 則（平成 15 年 8 月 14 日改正）

- 1 この要綱は、平成 15 年 8 月 14 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の相当規定により提出されたものとみなす。

付 則（平成 16 年 12 月 27 日改正）

この要綱は、平成 16 年 12 月 27 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 17 年 3 月 17 日改正）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 18 年 3 月 31 日改正）

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定は、平成 28 年 3 月 31 日までに完了する補助事業について適用する。

付 則（平成 20 年 9 月 30 日改正）

- 1 この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定は、平成 28 年 3 月 31 日までに完了する補助事業について適用する。

付 則（平成 21 年 9 月 25 日改正）

- 1 この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定は、平成 28 年 3 月 31 日までに完了する補助事業について適用する。

付 則（平成 23 年 3 月 日改正）

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定は、平成 28 年 2 月末日までに完了する補助事業について適用する。